

(仮称)龍北総合運動場整備事業の優先交渉権者の決定 について(速報)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条に基づき特定事業に選定された「(仮称) 龍北総合運動場整備事業」について、P F I 法第 8 条第 1 項の規定により、優先交渉権者及び次点交渉権者を下記のとおり決定しましたので公表します。

なお、P F I 法第 11 条第 1 項の規定による客観的評価の結果につきましては、(仮称) 龍北総合運動場整備事業者選定審査委員会における審査講評を添えて、後日公表する予定です。

平成 29 年 12 月 1 日

岡崎市長 内田 康宏

記

1 優先交渉権者

グループ名	酒部建設グループ
代表企業	酒部建設株式会社
構成企業 (代表企業を除く)	株式会社 梓設計 中部支社 株式会社 岡崎工業 アシックスジャパン株式会社 関西オフィス グリーン産業株式会社
協力企業	株式会社 オオバ 名古屋支店

2 次点交渉権者

グループ名	大日本土木グループ
代表企業	大日本土木株式会社 名古屋支店
構成企業 (代表企業を除く)	長谷川体育施設株式会社 中部支店 三幸株式会社 名古屋支店 白龍建設株式会社 大伸建設株式会社
協力企業	株式会社 東畑建築事務所 名古屋事務所 大日コンサルタント株式会社 名古屋支社 セイコー建設有限会社